

平成 21 年 4 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社エス・イー・ラボ
代 表 者 取締役社長 高橋 正行
コード番号 4789
問 合 先 執行役員
管理本部企画部長 田中 克也
電 話 03-6736-4789

定款の一部変更および全部取得条項付株式の取得に関するお知らせ

当社は平成 21 年 4 月 7 日開催の取締役会において、種類株式発行に関する定款の一部変更、全部取得条項に関する定款の一部変更および全部取得条項付株式の取得（以下、総称して「本定款一部変更等」といいます。）に関する事項ならびに株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（以下「決済合理化法」といいます。）の施行に伴う定款の一部変更を平成 21 年 5 月 19 日開催予定の臨時株主総会（以下「本件臨時株主総会」といいます。）および当社普通株主様による種類株主総会（以下「本件種類株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

第 1. 定款一部変更 I（決済合理化法の施行に伴う定款文言の変更）

1 定款一部変更 I の理由等

決済合理化法が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株券が一斉に電子化されたことに伴い、定款上の株券の存在を前提とした規定の削除等の所要の変更を行うとともに、かかる変更に伴う経過的な措置を定めるため附則を設けるものです。なお、定款一部変更 I（現行定款第 8 条第 1 項を除きます。）は、本件臨時株主総会において承認可決された時点から効力を生じることとします。

2 定款一部変更 I の内容

定款一部変更 I の内容は次のとおりです（下線部分は変更箇所を示します。）。

現行定款	定款一部変更 I による変更案
(株券の発行) 第 8 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	削除

<p>2 <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p>	
<p>(単元未満株株主の権利制限) 第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>(単元未満株株主の権利制限) 第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
<p>(株式取扱規程) 第10条 当社の発行する株券の種類ならびに株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める「株式取扱規程」による。</p>	<p>(株式取扱規程) 第9条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、株主権行使の手続その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める「株式取扱規程」による。</p>
<p>(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 3 当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 3 削除</p> <p>(以下、条数を繰り上げる)</p> <p>附則 第2条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取り扱わない。</p> <p>第3条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める「株式取扱規程」による。</p>

	<u>第4条 附則第2条ないし本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって附則第2条ないし本条を削るものとする。</u>
--	---

第2. 定款一部変更Ⅱ（完全子会社化に関する定款の変更）

1 定款一部変更Ⅱ①

(1) 変更の理由等

(a) 完全子会社化の必要性

平成21年3月18日付「ITホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」にてご報告申し上げますとおり、ITホールディングス株式会社（以下「ITホールディングス」といいます。）が平成21年2月3日より実施しておりました当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、平成21年3月17日をもって終了いたしました。本公開買付けの結果、ITホールディングスは、平成21年3月31日現在、当社普通株式3,569,043株（総株主の議決権の数に対する割合94.02%）を保有するに至っております。

また、当社は、平成21年2月2日付「ITホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」にてご報告申し上げますとおり、当社を取り巻く環境の変化がより激しさを増す昨今、日本アイ・ビー・エム株式会社及び同社のビジネスパートナー各社との協業関係を深め、「パッケージ事業であるLANSA、e-PACK、Pliantの3つの競争優位性を活かしつつ、今後はSEサービス事業においても、お客様満足度を更に高める戦略」をより確実かつ効果的に実行する上では、当社のグループ内にとどまらず、ITホールディングスグループ内でより柔軟な事業再編を行うことが必要であり、そのような事業再編を機動的に実行し、グループシナジーの最大化を図っていくことが、当社自身の中長期的な成長及び企業価値の最大化を実現するため不可欠であることから、ITホールディングスグループのブランドを更に活用し受注体制を強化するため、親会社であるITホールディングスの完全子会社となること、及び顧客基盤が相互補完関係にあり、得意とするソリューションに親和性のあるTISソリューションビジネス株式会社と合併することが最善の選択肢であると判断して、ITホールディングスが本公開買付けを行うこと及び当社株式を100%取得することについて、賛同の意見を表明いたしております。

以上の理由により、当社は、ITホールディングスの完全子会社となることを目的として、次の事項を実施することといたしました（以下「完全子会社化」と総称します。）。

(i) 定款一部変更Ⅱ①

本件臨時株主総会の特別決議により、定款を一部変更し種類株式を発行する旨の定

めを新設するほか所要の変更を行います。かかる種類株式としてはA種種類株式とします。

(ii) 定款一部変更Ⅱ②

上記(i)による変更後の定款を、本件臨時株主総会の特別決議により一部追加変更し、当社普通株式に当社がその全部を取得する全部取得条項を付与し当社普通株式を全部取得条項付の普通株式といたします（以下、この株式を「全部取得条項付株式」といいます。）。全部取得条項付株式の内容として、株主総会特別決議により当社がその全部を取得する際に全部取得条項付株式1株と引き換えに新たにA種種類株式22万分の1株を交付する旨を定めるものとします。

なお、この定款一部変更Ⅱ②は、本件臨時株主総会における特別決議のほか本件種類株主総会における特別決議をもって効力を生じることとなりますので、本件臨時株主総会の開催日と同日に本件種類株主総会を開催いたします。

(iii) 全部取得条項付株式の取得

上記(i)および(ii)の変更後の定款ならびに会社法第171条に基づき、本件臨時株主総会の特別決議によって、当社は当該決議の日以降の特定の日（取得日）において当社以外の株主の皆様から全部取得条項付株式を取得し、その取得に際し全部取得条項付株式1株と引き換えに新たにA種種類株式22万分の1株を交付いたします。この全部取得条項付株式の取得およびA種種類株式の交付の対象となる株主様は取得日の前日における当社普通株式を有する株主の皆様となります。この結果、取得日の前日において普通株式22万株未満を有する株主の皆様には割り当てられるA種種類株式は1株に満たない端数となる予定です。その結果、当社親会社であるITホールディングス以外の株主の皆様に対しましては、A種種類株式ではなく、下記(iv)の手続に従って、現金を交付することになります。

(iv) 端数の処理方法および予定売却金額

全部取得条項付株式の取得と引き換えに株主の皆様には割り当てられた1株に満たない端数のA種種類株式は、会社法第234条の定めるところにより端数の合計数（但し、その合計数に端数が生じる場合はこれを切り捨てた数）を裁判所の許可を得てITホールディングスに売却し、または当社が買取り、その売却金額を各株主様に割り当てられた端数の割合に応じて支払うことといたします。

かかる端数の売却金額は、当社普通株式の全部を取得する前日の株主名簿に記載された株主の皆様が有する当社全部取得条項付株式1株につき金298円（本公開買付けにおける当社株式1株あたりの買付価格）の割合で計算した金額を各株主様に交付できるような価格（以下「予定売却金額」といいます。）とすることを予定しております。但し、裁判所の許可が予定どおり得られなかった場合や計算上で端数調整が必要となる場合には、実際に支払われる金額が上記と異なる場合もあります。

(b) 定款一部変更Ⅱ①の理由

上記のとおり、当社は全部取得条項付株式の取得により完全子会社化を図ります。会社法上、全部取得条項の付された株式は、種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、全部取得条項を付す前提として、定款一部変更Ⅱ①は、定款一部変更Ⅰによる変更後の定款の一部を追加変更し、当社を種類株式発行会社とするものであります。また、全部取得条項付株式の取得と引換えに交付する取得対価を定めるため、A種種類株式についての規定を設けるほか、所要の変更を行うものであります。

なお、定款一部変更Ⅱ①は、定款一部変更Ⅰにつき本件臨時株主総会による承認が得られることを条件として、本件臨時株主総会において承認可決された時点で効力を生じることとします。

(2) 定款変更の内容

定款一部変更Ⅱ①の内容は次のとおりです（下線部分に変更箇所を示します。）。

定款一部変更Ⅰによる変更後の定款	定款一部変更Ⅱ①による変更案
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、1,200万株とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、1,200万株とし、 <u>当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ、普通株式は11,999,950株、A種種類株式は50株とする。</u>
(新設)	(A種種類株式) 第5条の2 <u>当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主（以下、「A種株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（以下、「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき1円を支払う。上記の残余財産の分配後、なお残余する財産があるときは、普通株主または普通登録株式質権者およびA種株主またはA種登録株式質権者に対し、同順位にて残余財産の分配を行う。</u>
(単元株式数) 第7条 当社の1単元の株式数は、1,000株とする。	(単元株式数) 第7条 当社の1単元の株式数は、 <u>普通株式については、1,000株とし、A種種類株式については1株とする。</u>
(新設)	(種類株主総会への準用) 第17条の2 <u>第13条、第14条、第16条及び第17条の規定は、種類株主総会について準用する。</u> 2 <u>第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について準用する。</u> 3 <u>第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について</u>

準用する。

2 定款一部変更Ⅱ②

(1) 変更の理由

定款一部変更Ⅱ①に関する上記1(1)(a)でご説明申し上げましたとおり、当社は、ITホールディングスグループ内での柔軟な事業再編を機動的に実行し、グループシナジーの最大化を図っていくことが、当社自身の中長期的な成長及び企業価値の最大化を実現するため不可欠であることから、ITホールディングスによる完全子会社化が必要であると考えております。

定款一部変更Ⅱ②は、定款一部変更Ⅰおよび定款一部変更Ⅱ①による変更後の定款の一部を追加変更し、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定めとして、下記(2)の条項を新設するものであります。定款一部変更Ⅱ②が承認された場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付株式となります。

定款一部変更Ⅱ②が効力を生じることを前提として、当社は、株主総会の決議によって株主の皆様から全部取得条項付株式を取得しますが、当該取得と引換えに当社が株主の皆様へ交付する取得対価は、定款一部変更Ⅱ①によって設けられるA種種類株式とします。

また、ITホールディングス以外の各株主様に対して当社が交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となるように、当社が上記取得の対価として株主の皆様へ交付するA種種類株式の数は、全部取得条項付株式1株あたり22万分の1株としております。

なお、定款一部変更Ⅱ②による定款変更は、

- (a) 定款一部変更Ⅰおよび定款一部変更Ⅱ①につき本件臨時株主総会による承認が得られること、
 - (b) 定款一部変更Ⅱ②と同内容の議案につき本件種類株主総会による承認が得られること、
 - (c) 全部取得条項付株式の取得につき本件臨時株主総会による承認が得られること、
 - (d) 本日付「資本準備金の額の減少に関するお知らせ」にてご報告させていただいた資本準備金の額の減少に関する議案につき本件臨時株主総会による承認が得られ、資本準備金の額の減少の効力が発生すること、
- の4点を条件として、平成21年6月26日に効力を生じることといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです（下線部分は変更箇所を示します。）。

定款一部変更Ⅰおよび定款一部変更Ⅱ①による変更後の定款	定款一部変更Ⅱ②による追加変更案
(新設)	<u>(全部取得条項)</u> <u>第5条の3 当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得することができるものとする。当社が普通株</u>

	式の全部を取得する場合には、普通株式と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を22万分の1株の割合をもって交付する。
--	---

第3. 全部取得条項付株式の取得

1 全部取得条項付株式の全部を取得することを必要とする理由等

(1) 取得を必要とする理由

上記第2.1(1)(a)でご説明申し上げましたとおり、当社は、ITホールディングスグループ内での柔軟な事業再編を機動的に実行し、グループシナジーの最大化を図っていくことが、当社自身の中長期的な成長及び企業価値の最大化を実現するため不可欠であることから、ITホールディングスによる完全子会社化が必要であると考えております。

全部取得条項付株式の取得は、会社法第171条ならびに定款一部変更Ⅰ、定款一部変更Ⅱ①および同②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、以下にご説明させていただく対価（A種種類株式）と引換えに、当社が株主の皆様から全部取得条項付株式を取得するものです（当社自己株式は対象外となります。）。

上記取得は、定款一部変更Ⅱ②が効力を生じることを条件として、平成21年6月26日に効力が生じるものといたします。

(2) 取得の対価等

定款一部変更Ⅰならびに定款一部変更Ⅱ①および同②による変更後の定款の規定に基づき、上記取得の対価はA種種類株式とし、全部取得条項付株式1株につき交付されるA種種類株式の数は22万分の1株とさせていただきます。この結果、ITホールディングス以外の各株主様に対して上記取得の対価として割当てられるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。このように割当てられるA種種類株式の数が1株未満の端数となるITホールディングス以外の各株主様に関しましては、会社法第234条の定めに従って以下のとおり1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

当社では、全部取得条項付株式の取得の件が承認された場合に、株主の皆様へ割当てられることとなる1株未満のA種種類株式端数の合計数のA種種類株式について、会社法第234条第2項に基づく裁判所の許可を得た上で、ITホールディングスに対して売却すること、または会社法第234条第4項の規定に基づき当社が買い取ることを予定しております。上記第2.1(1)(a)(iv)のとおり、会社法第234条第1項に従い、当社が買取るA種種類株式の数は端数を切り捨てた整数となりますが、各株主様への売却代金交付は各株主様が割当てを受けたA種種類株式の端数の割合に応じてなされます。上記端数の切り捨てによって一部の株主様が売却代金の交付を受けられなくなるものではありません。

A種種類株式の予定売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られる場合には、各株主様が保有する全部取得条項付株式数に298円を乗じた金額に相当する金銭を各株主様に対して交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁

判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2 取得の内容

(1) 上記取得の対価およびその割当てに関する事項

会社法第171条ならびに定款一部変更Ⅰ、定款一部変更Ⅱ①および同②による変更後の定款規定に基づき、全部取得条項付株式の取得と引換えに、下記(2)の取得日において、取得日前日の最終の当社株主名簿に記載または記録された全部取得条項付株式の株主の皆様（当社を除きます。）に対して、その所有する全部取得条項付株式1株につき、A種種類株式を22万分の1株の割合をもって交付します。

(2) 取得日

平成21年6月26日といたします。

(3) その他

当社による全部取得条項付株式の取得は、定款一部変更Ⅱ②による定款変更の効力が生ずることを条件として、上記(2)の取得日に効力が生ずるものいたします。

なお、その他の必要事項につきましては、当社取締役会にご一任願いたいと存じます。

3 上場廃止の予定

本定款一部変更等の結果、当社普通株式にかかる株券は、大阪証券取引所の株券上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式にかかる株券は平成21年5月20日から平成21年6月19日までの間、整理銘柄に指定された後、平成21年6月20日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式にかかる株券を大阪証券取引所において取引することはできません。

第4. 完全子会社化の日程の概略（予定）

臨時株主総会・種類株主総会招集決定取締役会	平成21年4月7日(火)
招集通知発送	5月1日(金)
臨時株主総会・種類株主総会	5月19日(火)
全部取得条項付株式取得の基準日設定公告	5月20日(水)
全部取得条項に係る定款一部変更の公告	5月20日(水)
整理銘柄指定	5月20日(水)
普通株式最終売買日	6月19日(金)
普通株式上場廃止日	6月20日(土)
全部取得条項付株式取得の基準日	6月25日(木)

全部取得条項付株式取得の効力発生日（取得日） および A 種種類株式交付の効力発生日	6 月 26 日（金）
---	-------------

以 上